

津波防災地域づくりを進めるための論点整理（案）

1. 海岸堤防とまちづくりの一体的整備等を行う際の安全度確保の考え方

- ・ L1津波^{※1}に対しては、浸水被害から陸側を完全に防護すること（又は浸水被害を一定程度抑えること）が求められている。
 - ※1 L1津波の高さには幅があること（数十年～百数十年に一度発生する津波群）に留意
- ・ L1津波の水位で海岸堤防を整備する場合、背後地はL2津波対応のみを考えれば良いが、施設整備に相当程度の期間を有する場合や、地域の合意が得られにくい場合もあることも考慮すべきではないか。
- ・ 景観やまちづくり等の観点から、L1津波対応の堤防高より低い堤防を整備する場合（暫定整備も含む）、L1津波に対して守るべき範囲と背後地の安全度を確保するための対策^{※2}の具体的な考え方を整理することが必要ではないか。
 - ※2 津波防護施設の整備や、津波特別警戒区域の指定による土地利用規制等
- ・ 施設整備だけでなく、土地利用規制等のまちづくりに関する施策を考慮すると、地域の安全度を確保するための対策は、当面達成すべき時間スケール（例えば10年程度）と中長期的に達成すべき時間スケールとに分けて整理すべきではないか。
- ・ なお、海岸堤防はL2津波に対しても、浸水軽減や到達時間の遅延等の効果があるため、堤防の高さはL2津波に対する避難計画や復旧・復興にも影響を与えることに留意する必要がある。

2. 対策の決定プロセス

- ・ 海岸堤防の高さは警戒避難や土地利用にも影響することを考慮すると、津波リスク^{※3}について分かりやすく伝え、地域が十分に理解・共有したうえで対応する必要があり、地域住民と丁寧に議論した上で海岸及び背後地における対策を決定するプロセスを踏むことが重要ではないか。
 - ※3 災害リスクは、外力（ハザード）、被害を受ける存在（エクスポージャー）、それらの脆弱性（ヴァルネラビリティ）で構成
- ・ その際、津波防災地域づくり法や海岸法に基づく協議会^{※4}を活用すること、それら協議会と併せて地先ごとの話し合いの場を設けること、議論をオープンにすること等が有効ではないか。
 - ※4 海岸法における協議会・・・海岸保全施設及び防護施設の一体的な整備、その他海岸保全に関し必要な措置を協議
 - 津波法における協議会・・・推進計画の作成及び実施に係る連絡調整

- ・ L1津波の水位は海岸管理者が決定し、海岸堤防の高さは、海岸管理者（主に都道府県）が総合的に判断。（海岸堤防の高さは背後地も含めて総合的に判断することが重要であり、海岸管理者が、地元市町村と調整して総合的に判断することが重要）
- ・ 一方で、背後地の津波防災地域づくり推進計画や都市計画等は、市町村が海岸管理者や都道府県等の関係機関と調整して決定。

- ・ ついては、減災アセスメント小委員会が提案する決定プロセスが有効な地域もあるのではないか。また、今後検討を始める地域等において、必要に応じて行政担当者を補完する外部アドバイザーの活用が有効ではないか。

3. 部局横断的な支援体制の必要性

- ・ 海岸堤防と背後地の一体的な整備を検討する場合、海岸担当部局に加えて危機管理部局やまちづくり部局が相互に関与し、避難施設や土地利用のあり方について様々な施策を組み合わせる必要があることから、今後検討を始める地域等において、必要に応じて国・都道府県による部局横断的な支援体制を構築することが有効ではないか。

4. 復興事前準備の検討の重要性

- ・ 時間スケール上、実際の復興事業は被災後となるが、施設配置や土地利用の変更の検討には時間がかかる場合が多いことから、特に、L1津波未満の海岸堤防整備とした地域をはじめとして、予め復興の考え方を準備しておくことが、地域の社会経済の持続に資する迅速な復興に向けて必要ではないか。
- ・ 復興事前準備をしておくことで、被災前であっても、可能な場所から土地利用の転換等を進めることができ、事前の防災・減災対策にも寄与するのではないか。

5. 地域毎に考慮すべき制約条件と先行事例の整理

- ・ 各海岸は、地形条件や背後の土地利用、地域の歴史・文化がそれぞれ異なるため、定型のパターンに当てはめるのではなく、個別特性に応じた対策を行うことが重要である。そこで、先行事例を蓄積することにより、津波防災まちづくりの総合的な検討にあたって留意すべき事項を抽出・整理し、各地域での今後の検討の一助とすべきではないか。